

次期執行部の陣容固まる

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

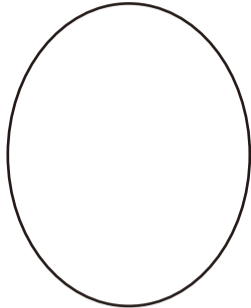
平成25年度新理事者就任披露懇親会のご案内
日時…平成25年4月1日(月) 午後6時より
場所…ホテルニューグランド 3階「ペリー来航の間」
会費…61期、65期の会員 5,000円
その他の会員 10,000円

横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり
今年も新しい執行部の顔ぶれが固まった。毎年、受け継がれてきた執行部のバトンであるが、弁護士としての本来の業務に多忙の中、執行部の重責を担われる新理事者には、感謝の念が絶えない▼例年と違うこととはいえ、次期執行部から理事者有償制度が始まる。昨年の臨時総会では、会名変更にも関わらず、活発な議論が交わされた制度である。新理事者が自ら望んだ制度でないかもしれないが、新理事者が感じる責任も、より一層増すのではないだろうか▼弁護士会の役割の拡大に伴い、会が取り組む課題は増えている。他方で、会員の増加に伴い、会内の意見も多様化している。会の合意形成が必要な事項が増える一方、会の合意形成に多くの時間と労力が必要になっていくとしたら、有償制度の導入程度では、理事者の負担を軽減できないかもしれない▼妙案があるわけではないが、一人一人の会員が会の活動に積極的に関わり、己の役割を果たしているれば、多少なりとも理事者の負担の軽減にはつながるだろう。我が身を省みると偉そうなこととは言えないが、理事者有償制度の導入を受けて、改めて会との関係を考える契機としたい。

当会の2013年度の会長、副会長の顔ぶれが決まった。会長は仁平信哉(38期)、副会長は前田康行(49期)、中野和明(49期)、本田正男(50期)、渡部英明(50期)、三品篤(52期)である。今後1年間、当会の顔として、当会を引っ張っていく新理事者の面々に、①新理事者として一言、②略歴、③趣味などの3項目を尋ねた。それぞれの個性あふれる回答から、新理事者となる会員を直接ご存じでない会員はもちろん、よく知っているよという会員にも、新理事者の人となりを理解する一助となれば幸いである。

次期会長

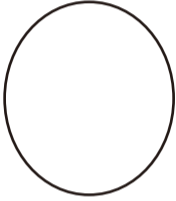


仁平 信哉 (38期)

①新65期が、一括登録日に弁護士登録しなかった人数は、542人とされています。一括登録後に登録した人数は定かではありませんが、非常に多くの司法試験合格者が就職先がない等の理由により、社会で活躍することができない状況となっています。基本的な人権の擁護と社会正義の実現は弁護士の使命であり、若手弁護士の活躍なくして永続的に国民の信頼を得て、弁護士の使命を果たし続けることができないのではないのでしょうか。

私は、現在、弁護士会が最もせねばならないことは、「若手支援と求心力の強化」と考えています。この問題の解決のためには、弁護士会の財政問題の解決だけでなく、組織改革問題や効率的事務局体制の構築等すべての問題が複雑に絡んできます。将来の弁護士会像を見据えながら、いかなる方法を取ることが可能であるかを検討して、可能な方策を実現していかなければなりません。

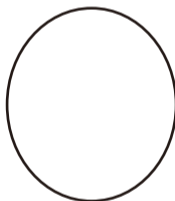
次期副会長



前田 康行 (49期)

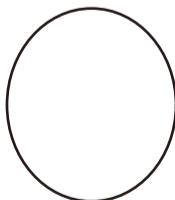
①副会長職への就任という貴重な機会を頂けたことに感謝致します。1年間、他の副会長と一緒に、楽しく、明るく、ポジティブに会長を補佐していきたいと思えます。宜しくお願いいたします。

期もありました。ゴルフも一時期随分しました。50センチメートルのパターが右左30度の方向に行き、全く入らなくなったので、積極的にやろうという感じではありません。あとは、受験時代に少林寺拳法の道場に通っていたくらいでしょうか。一応一段は取りました。



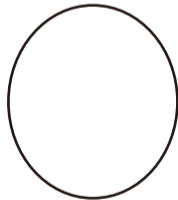
中野 和明 (49期)

①気分だけは若手のつもりなので、副会長を務めるなど柄にもないなど思っております。今後弁護士をめぐる状況はますます変わっていくと予感します。視野を広めて会の運営に携わり、お役に立てるよう頑張ります。



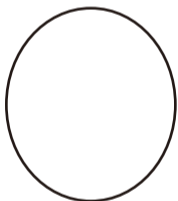
三品 篤 (52期)

①若輩にもかかわらず、副会長を務めさせて頂くことになり、未だに自分が一番驚いています。不安もありますが、こうなつた以上は覚悟を決めて、精一杯頑張りたいと思います。



渡部 英明 (50期)

①司法改革による会員の急増により、会員の皆様の置かれている環境は厳しくなってきたと思っています。



本田 正男 (50期)

①私は弁護士登録以来一方ならず諸先輩にお世話になり、事務所や支部、同期の仲間、多くの会員の皆様に支えられ、今日まで横浜弁護士会の一員

今年も新しい執行部の顔ぶれが固まった。毎年、受け継がれてきた執行部のバトンであるが、弁護士としての本来の業務に多忙の中、執行部の重責を担われる新理事者には、感謝の念が絶えない▼例年と違うこととはいえ、次期執行部から理事者有償制度が始まる。昨年の臨時総会では、会名変更にも関わらず、活発な議論が交わされた制度である。新理事者が自ら望んだ制度でないかもしれないが、新理事者が感じる責任も、より一層増すのではないだろうか▼弁護士会の役割の拡大に伴い、会が取り組む課題は増えている。他方で、会員の増加に伴い、会内の意見も多様化している。会の合意形成が必要な事項が増える一方、会の合意形成に多くの時間と労力が必要になっていくとしたら、有償制度の導入程度では、理事者の負担を軽減できないかもしれない▼妙案があるわけではないが、一人一人の会員が会の活動に積極的に関わり、己の役割を果たしているれば、多少なりとも理事者の負担の軽減にはつながるだろう。我が身を省みると偉そうなこととは言えないが、理事者有償制度の導入を受けて、改めて会との関係を考える契機としたい。

(田淵 大輔)

自殺問題対策プロジェクトチーム活動報告

STOP 就活自殺

シンポジウムと相談会を開催

平成10年の不況時に自殺者数が急増して以来、日本の年間自殺者数は3万人を超えて高止まりしていたが、近年の行政や市民の活発な活動もあり、昨年ようやく年間自殺者数が3万人を切った。しかしながら、学生が就職に失敗して自殺に至る「就活自殺」は近年特に急激に増加しており、平成22年の「就活自殺」は平成21年の2倍、平成19年の3.5倍にもなった。

そこで、消費者問題対策委員会と貧困問題対策本部が一昨年共同で立ち上げた自殺問題対策プロジェクトチームでは、今年、「就活自殺」をテーマに相談会およびシンポジウムを開催することに決まった。

相談会は、昨年9月29日と今年1月26日に開催されたが、「就活自殺」に関するシンポジウムを開催して、同日開催としていたこともあり、就職活動に悩む若年層の相談が特に多かった。普段、弁護士だけでは回答できない相談に対して、臨床心理士、精神保健福祉士が同席して一緒に回答にあたったことで、満足いただけただけでなく、回答ができたのではないかとと思われる。

また、シンポジウムは「就活自殺の実情と防止策」とのテーマで、今年1月26日に関西大学経済学部教授の森岡孝二先生を講師に招いて開催された。自殺というナイーブなテーマの中でも「就活自殺」に絞って、就活マデであったことから、どれだけの人が来場するか心配もあったが、当日は土曜の夜であるにもかかわらず、開港記念会館1号室をほぼ満席にするほどの方が来場し、「就活自殺」に関する一般市民の方々の関心の高さを伺うことができた。

森岡孝二先生によれば、大学生の「就活自殺」急増の原因は厳しい就職環境にあるが（平成24年3月の大学卒業者の22.9%にあたる12万8224人は無職か半失業状態）、現在はメンタルケアしか行われておらず、対策は遅れている模様である。また、運良く就職できた大学卒業生もブラック企業と呼ばれるような企業で直ぐに過労を強いられるため、新卒での過労死・過労自殺も増加している状況にある。「就活自殺」の最も有効な防止策は、現在働いている労働者の残業時間の規制を徹底し、新規雇用を創出することのことである。

「就活自殺」では直接的な被告が存在しないため、弁護士は関わり難い分野だと考える向きもあるが、我々弁護士が普段扱う労働事件（残業代請求等）も大きな視点で見ればどこかの大学生の自殺防止に役立つのではないかと思われる。

かながわパブリック法律事務所（以下「かなパブ」）が設立され、約3年半が過ぎた。この間、弁護士過疎地域へ赴任・定着する弁護士の養成という目的があり、既に4人の若手弁護士を育成し、過疎地域へ送り出した（旅立った弁護士の現地での活躍については、本紙2012年12月号重野裕子弁護士の記事を参照頂きたい）。さらに、昨年12月には神永貴弁護士、西村知紘弁護士という65期の新人弁護士2名がかなパブに入所し、過疎地域への赴任という目的意識を持って弁護士業務を開始しており、頼もしい限りである。

「民事法律扶助事件」や「刑事国選弁護事件」などを多数行っていることは当然であるが、そうした活動に加えて東日本大震災関係では、所属弁護士が、ボランティア弁護士・かながわ原発弁護団として活動している。また、所員の多くがいわゆる「多重会務者」として当会だけではなく、日弁連の委員会活動も多く行っている。

さらに、若手の育成という点でのノウハウを生かし、様々な勉強会も主催している。即独弁護士等を集めた「即独等交流会・勉強会」、最低限の税知識を身につけるための「若手税理士との勉強会」などは既に2年近くにわたって行われているが、近時はそれに加えて、多種多様な少年問題に対応するため「スクールソーシャルワーカーとの勉強会」まで開催が開始したとのことである。

以上は概略であるが、いかに多岐にわたる数多くの業務及び活動をかなパブが行っているか、ご理解頂けるのではないかとと思う。かなパブは、このような活動をわずか7名の弁護士（うち4名は1~2年目の弁護士）に行っており、弁護士一同、日夜身を削る思いで活動している。

こうしたかなパブ所員一同の活動の原動力は、利用者の感謝の言葉と彼らの希望に燃える熱い情熱である。こうした熱い情熱を維持するためにも、ぜひ会員はかなパブのサポーター（賛助会費は無料！）となって頂き、精神的なサポートをしていただきたい。

大会あり、被表彰者の方々にはその役割を担ってもらいたいとの話しが述べられた。被表彰者を代表し、畑山稯会員が自分が修習生であった頃には今と異なり女性会員が少数であったことを振り返るとともに、現在の政治情勢について自らの感想を述べつつ、今後の法曹としてあるべき姿について熱心に語られた。

左側より西村弁護士、神永弁護士

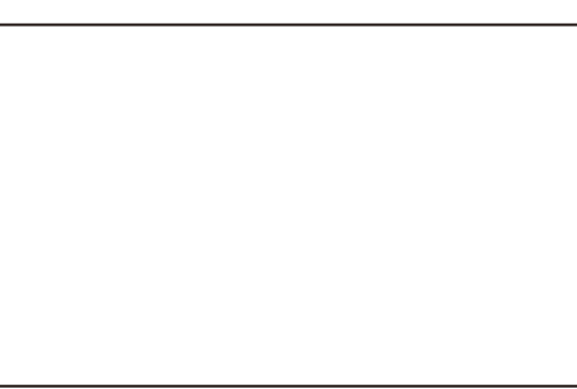
かなパス 最前線

かなパブのサポーターになろう！

大会あり、被表彰者の方々にはその役割を担ってもらいたいとの話しが述べられた。被表彰者を代表し、畑山稯会員が自分が修習生であった頃には今と異なり女性会員が少数であったことを振り返るとともに、現在の政治情勢について自らの感想を述べつつ、今後の法曹としてあるべき姿について熱心に語られた。

賀詞交換会

温かい雰囲気 和やかに懇談



被表彰者を代表して挨拶される畑山会員

1月10日、ロイヤルホールヨコハマにて恒例の賀詞交換会が、横浜地裁所長、横浜家裁所長らを来賓にお招きして開催された。冒頭木村会長からは、大規模会としての責任の重大性を実感し、その任を果たしていくことの決意が語られた。

次いで、米寿の会員、喜寿の会員、本会在会50年・35年の各会員合計17名への表彰が行われ、出席の会員に表彰状と記念品が授与された。

横浜地裁所長からは、法曹人口の増加に伴い、若手法曹への法曹倫理・法的技術の伝達が一層、重要視されていること、

後、出席者が和やかに懇談を交わし、常に温かい雰囲気の中心、

エピソード披露で笑いが絶えず

家庭裁判所長と検察庁検事正歓迎会

2月1日、横浜中華街 聘珍樓横濱本店において、西村則夫横浜家庭裁判所長と大野宗横浜地方検察庁検事正お二人の歓迎会が開催された。

木村会長と懇談する家裁所長(右端)と検事正(左端)

お二人とも、平成13年以来、2度目の横浜というところで、重責を担われる決意を表明される一方で、横浜の街をゆつくり楽しみたいとの余裕のご挨拶をされた。

その後、お二人にご縁のある当会会員から、様々なエピソードが披露された。

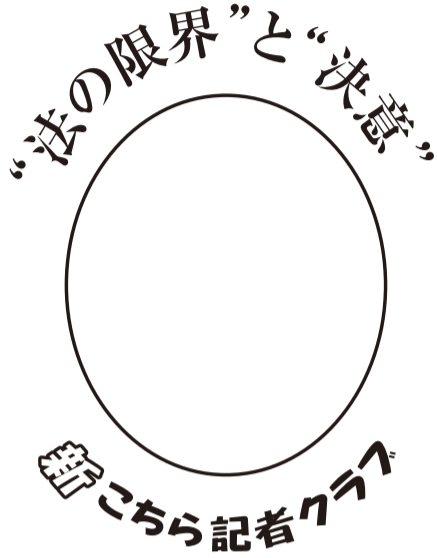
まず西村所長と27期同

それぞれ披露されると、会場は爆笑に包まれた。さらに、大野検事正の新任検事当時、指導担当であった14期赤塚健会員から、「金の卵として大事に育てた」との話が紹介されると、検事正と同期の神奈川家事調停協会連合会会長の瀬古宜春会員から、「検事を志望したが金の卵として扱われなかった」とぼやきができるなど、笑いの絶えない歓迎会となった。

引き続き、西村所長(平成13年当時5民部長)から修習生時代に指導を受けた54期三橋潔会員より、当時の西村部長が抱かっていた「衝撃の弁護士像」が、そして、大野検事正と松山修習時代に濃密な時間を過ごされた同期の三竹厚行会員より、大野検事正の華麗な「青春のページ」が、

「メディアは、社会正義のため、権力の暴走を監視し、制度の問題を明らかにし、高尚な台詞を声高に語る記者に違和感を覚える事も多いが、この時の彼の真剣な眼差しは強く心に残った。『悪いこと』を法で裁けない…そんな矛盾を克服するための仕事なのかもしれない。」

「2人が共犯でなければ犯罪は成立しない」と断言し、「元執行役員の有罪判決」へ強い「決意」を感じさせ



インサイダー情報の提供者として起訴されたSMB C日興証券の元執行役員は有罪となるのか。インサイダー取引において、利益の還流を受けていない情報提供者の共犯関係を立証するのは難しいといわれる中、先立って行われた株取引をした会社役員の裁判は異例の展開となった。

裁判所は判決直前、「このままでは有罪認定できない」として、検察に訴因変更を促し、検察は会社役員を単独で有罪認定できる訴因に変えた。元執行役員は無罪になるかもしれない。検察は、「法の限界」に直面したようにも見えるが

記者も、「法の限界」に直面して悩むときがある。去年、逗子市でストーカー

中、「大量のメール送信」にストーカー規制法が適用できないと判り、ある記者は悔しさを滲ませ、「ストー

カー規制法を変えるために報道する」と「決意」を口にした。

「メディアは、社会正義のため、権力の暴走を監視し、制度の問題を明らかにし、高尚な台詞を声高に語る記者に違和感を覚える事も多いが、この時の彼の真剣な眼差しは強く心に残った。『悪いこと』を法で裁けない…そんな矛盾を克服するための仕事なのかもしれない。」

日興インサイダー事件は、元執行役員にどんな判決が言い渡されるか。検察の「決意」の結果取材するつもりだ。

テレビ朝日 小清水 克

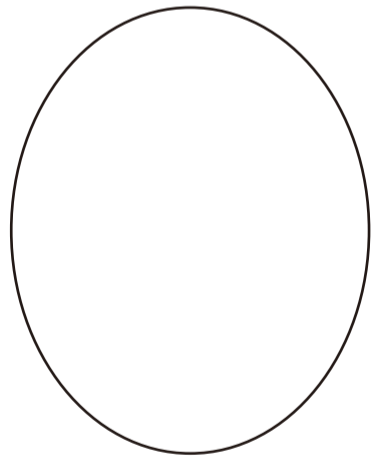
理事者室 だより

未来へ

副会長 金谷 達成

我々は間もなく退任する。この1年間、印象に残った言葉を何らの説明も付さず、評価も加えずに羅列してみたい(順不同)。

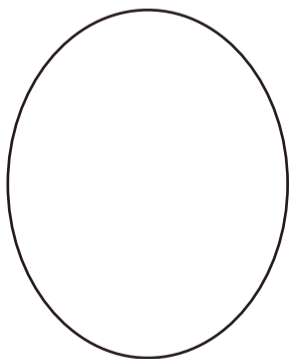
- ・副会長再選挙。
- ・会館リニューアル。
- ・弁護士会のリニューアル。
- ・強制加入団体。原発。オスプレイ。死刑執行。
- ・業務監査。負担軽減。
- ・委員会廃止。
- ・理事者有償制。理事者活動費。理事者会計。
- ・「議案書って何ですか?」
- ・練越金。
- ・議長の特権。
- ・カエルの子。
- ・「金谷でございます」
- ・日弁連会長選挙。三分の一条項。
- ・わんこそば。



- ・理事者合宿。千本ノック。
- ・弁護士の不祥事続出。未登録者激増。
- ・「挨拶だけでいいです」
- ・秘密保全法。
- ・宝の山。ごみの山。
- ・総会決議。法律相談センター。横浜駅周辺。
- ・「議案書って何ですか?」
- ・飲み過ぎ。食へ過ぎ。定期預金解約。
- ・うつけ者執行部。
- ・「パパ、ふくかいちようやめたらあそんでね」
- ・夢のような時間だった。これほど楽しいことは、弁護士人生の中で、そう多くはないだろう。いただいた激励、ご批判のすべてに感謝し、未来へと進みたい。
- 平成24年度 理事者室だより(完)

参加したい 熱い議論

会員 大友 朋子 (59期)



正直なところ、始めは気が進まなかった。常議員になることがである。人前で議論をするのが不得手な私では、置物のように鎮座するしかないだろうし、諸先輩方の議論を長時間ただ拝聴するというのが、いささか退屈ではなからうかと考えていたからである。

さて、いざ、常議員になってどうであったかといつと、なるべく議長と

目を合わせないように置物化しているのは当初の予想どおりである。しかしながら、他方、予想に反して、常議員会というものが、なかなか面白くなる場でもある。

弁護士会の広範に渡る業務内容を把握し、その業務の決定過程を垣間見ることが出来るのはもちろんのこと、特筆すべきは、諸先輩方の議案に対する多角的な視点、巧みな議論の進め方に触れることが出来ることである。私などは議案の問題点

すら把握できず、諸先輩方の鋭い指摘に驚かされることしばしばで、ただ不見識に恥じるばかりである。

もちろん、私のように不甲斐ない若手ばかりではなく、若手会員も臆することなく、自説を展開し、ベテラン・若手入り乱れての白熱した議論を繰り広げている。ハイレベルな議論は、テレビの討論番組などは比べものにならないくらい面白い。

常議員の任期も残りわずかとなった。最後までには、脱・置物を目指し、熱い議論に参加してみたいと思う。

常議員会のいま

旅先は第2、第3の故郷

私の赤い

会員 デラワリ マリ

継続した情報提供が必要

—福島県への原発事故・出張法律相談—

私は、平成23年5月に神奈川県内の避難所に出張法律相談に行ったことをきっかけに、原子力発電所の事故に関する出張法律相談に携わってきた。拙い経験ではあるが何かの参考になればと思い、福島県(主にいわき市)への出張法律相談について紹介させていただく。

出張法律相談は現地の仮設住宅内で行われるため、JR上野駅から特急に乗り(早い場合は午前8時発に乗り)、2時間ほどかけてJRいわき駅や湯本駅に向かい、そこからタクシーなどを使っ

て仮設住宅に伺うことから始まる。仮設住宅では、集会場賠償請求に関する一般的な説明会を実施し、その後、同所で避難されている方から個別に相談を受ける。また希望があれば、仮設住宅に直接赴き、そこで個別相談を受けることもある。

個別相談の大半は賠償請求についてであるが、住宅ローンや相続の問題など、一般的な相談も少なくない。また情報が行き届いていない仮設住

宅もあり、「ADR」の手続自体も知らなかった、方法がよく分からないうので、東京電力への直接請求も行っていないという方もいらっしゃる。それに加えて、新たな賠償の指針が発表されることもあるので、継続的に情報提供を行う必要があるかと思う。

原発事故から2年が経過しようとしているが、上記のとおり弁護士が現地に赴く意義はあると思う。そのため、負担は大きいのだが今後も継続的に参加して行ければと思っている。

(会員 高柳 良作)



神津島にて。昨年夏、関内駅のホームでポスターを見かけて、1か月後に行きました

私は、旅が大好きです。何か見てみたいもの、してみたいことを思いつくと、どこに行けばそれを実現できるか調べて、旅に出ます。

苔むした森で巨木に出会いたくて、屋久島へ。宿坊で早朝より動行に励みたくて、高野山へ。瑠璃色の海に浮かぶ小さな島々を橋の上から眺めながら、瀬戸内海を自転車で渡り切りたくて、四国へ。獲れたてのウニを食べ、真綿のような雪の上を飛ぶように滑りたくて、積丹、ニセコへ。

好奇心を大切に、知らない世界に足を踏み出せば、思っていた以上の感動があり、大切な人との出会いがあります。

あるとき、雲海を見下ろしながら露天風呂に入ってみたくて、探してみると、長野県美ヶ原高原

にある「王ヶ頭ホテル」を見つけた。4月に行ってみると、当日は季節外れの大雪で、数メートル先も見えません。

しかし、未明に吹雪は収まり、外へ出てみると、白み始めた空に、険しい山々のシルエットが浮かび上がってきます。

そして、遂に姿を見せた薔薇色の太陽は、朱、橙、黄と色調を変えながら、明るさを強めていきます。偉大な光は万物の上に惜しみなく降り注ぎ、一面の雪景色の向こうに照らし出された南北中央アルプスの壮大な山並みは、神々しいばかりです。

これほどまでに神秘的な新しい一日の始まりに、私は、日々大切に生きていることを誓わずにはいられませんでした。

その少し後、刑務所から葉書をもらいました。私は、このとき撮影した朝日の写真に「日々新たな気持ちで、一生懸命に」と書き添え、送ったのでした。

旅先で気に入った場所や、親しくなった方々がいると、そこはもう第一、第二の故郷となります。

群青の下田の海に突き出す崖壁の上の一本松や、蜜柑畑から見下ろす相模灘の初島は、心に染みる懐かしい風景となり、白浜のヴィラのオーナーや、鍛冶屋のカフェのご夫婦は、友であり、人生の師となっています。

さて、次の長旅は、島根です。今度は、どのような出会いと感動が待っているのでしょうか。今から楽しみで仕方ありません。

**真剣勝負あり
笑いあり
法曹テニス初打会**

1月27日、藤沢市にある在任SSCにおいて、恒例の横浜法曹テニスクラブ初打会が開催された。今回の初打会には、当

会員とその家族のほか、横浜地裁、横浜地検、一弁等他会の面々を含め、総勢59名が参加した。初打会では、レベルに応じてA、B、Cのクラスに分かれ、ダブルスによるトーナメント方式の試合が行われる。当日は、透き通るような青空の下、数々の熱戦が繰り広げられ、皆がテニスを楽しんだ。

Aクラスでは、全国法曹テニス大会の上位選手が多数ひしめく強豪の中、榎本英紀弁護士(一弁)・五十嵐崇仁弁護士(二弁)・ペアが、石川貴教弁護士(東弁)・横山宗祐弁護士(東弁)・ペアを破り、優勝した。

Bクラスでは、上原裕之弁護士(元横浜地裁裁判官、現東弁)・弦巻英

二さん(裁判所書記官)・ペアが、大友秀夫会員・本間豊会員・ペアを破り、経験豊かなベテラン対決を制して優勝した。

Cクラスでは、日高真悟裁判官・村松平仁さん(執行官)・ペアの実力が頭一つ抜け、他の追随を許さない圧倒的な強さで優勝した。

なお、筆者

は、戸張雄哉会員とペアを組んでBクラスに出場し、1回戦6-1、2回戦6-0と順調に勝ち進んだが、準決勝では4-0から怒涛の追い上げを浴び、優勝ペアに5-6で敗れた。今年こそ、失った流れを取り戻す機会を習得したいものである。

今回は、65期新入会員を2名お迎えしたが、随時入会者募集中である。試合のほか練習会も行っているの、初心者でも興味のある方はぜひお気軽にご参加下さい。

(会員 徳田 光子)

編集後記

弁護士をとりまく環境も厳しくなってきたといわれていますし、弁護士会としても業務範囲が拡大し、理事者として活動される方々は大変な負担があるかと思えます。

新しい執行部がどのような活動をされるのか楽しみにするとともに協力していききたいと思います。

デスク 澤田 久代
記者 高橋 健二
工藤 昇
波田野野馨子
中島 慶子
田淵 大輔
早川 和孝

今と未来に確かなメリット

日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス、自分が入る公的な国民年金。フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)が加入できる公的な年金制度です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階
03-3581-3739
<http://www.bknk.or.jp>